

会 議 要 旨

◎会 議 名	第 22 回合志市中小企業等活性化会議
◎開 催 日 時	平成 28 年 10 月 28 日（金） 午前 10 時 より 12 時
◎場 所	合志市役所 合志庁舎 2 階 大会議室
◎出席委員	上林会長・池永委員・小幡委員・辻委員・鈴木委員・峯委員・出家委員・松岡委員・穴井委員・金田委員・松村委員・坂井委員・釜賀委員・西鳶委員・濱田委員・坂本委員・富加美委員
◎欠席委員	亀井委員
◎出席者	《事務局》井村課長・森田班長・木部
◎議 題	・会長挨拶 ・議題 1) 優良中小企業表彰推薦について 2) 事業所アンケート調査結果について 3) 農振農用地区域の説明について 4) 中小企業等振興基本条例に基づく事業提案について 5) 意見交換

【開 会】事務局

（事務局：森田）

第 22 回合志市中小企業等活性化会議を開催します。

（事務局：井村課長）

足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので第 22 回合志市中小企業等活性化会議を開催いたします。皆様、よろしく願いたします。

【前回欠席された委員に委嘱状交付。委員の紹介】

【会長挨拶】

（上林会長）

皆様おはようございます。輝かしい合志市で商工会長を仰せつかっており、他の地域の方々から、うらやましいと言われております。この地域で人口が増えているということと、市長が

素晴らしいということが理由のようです。加えまして、行政の皆様のバックアップ・支援体制が良いのではないかと考えております。

残るは、私たち民間の力をどうリンクさせ市の活性化を支援できるか、市民の幸せ・幸福にどうつなげていけるか、ということになるのではないかと考えています。様々な問題がありますので、前向きに少しずつ解決し、市・官・民が一体となった元気の良さに結びつけば良いと考えております。そのつもりで、私達も頑張りますので、皆様方のご協力・ご支援をお願いいたしまして挨拶といたします。今日はよろしくお願いいたします。

(事務局：森田)

ありがとうございました。

【議題】

(事務局：森田)

設置要綱により、議事進行は会長が当たるとなっております。上林会長よろしくお願いいたします。

【議題(1)】

(上林会長)

それでは、「議題(1)優良中小企業表彰推薦について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：森田)

資料2ページに「合志市優良中小企業表彰要綱」を掲載しております。これは活性化会議での議論を受けて、平成26年に告示したものです。市内事業所の大部分を占める中小企業が、産業の発展の支えとなる地域や社会の担い手として大きな役割を果たしていることから、そうした中小企業のうち、市内産業や地域経済に特に寄与している企業を表彰するという内容になっています。

表彰に従業員の励みとし、また市民に周知することで優れた取り組みを他の企業へ紹介し、市内企業に対する理解を深めていただくことを通じて本市全体・産業全体の活性化を図る、という主旨に基づき、表彰規定を設けております。

表彰に際しては、まず、要綱の第2条に合致する企業を推薦していただき、その中から決定します。今年も昨年同様に、商工会さんと合志市企業等連絡協議会さんで各1社ずつ推薦していただくよう考えております。その上で、表彰の対象となった企業について各団体の総会で市長から表彰していただくという流れになります。

平成26年度は齊藤自動車センター（商工会推薦）・星山商店（企業連推薦）、平成27年度は黒石原産業（商工会推薦）・釜屋（企業連推薦）が、各団体の総会で表彰されております。

今年も同じように商工会さんと企業連さんから推薦をいただきたいと考えております。11月頃に市から依頼文を送付し推薦をいただき、次回の活性化会議で2社を決定、推薦を確定することができればと考えております。

また、表彰は各団体で表彰しますが、その際には市長から伝達するという形で実施したいと思います。いかがでしょうか。

(上林会長)

現状どおりの実施で良いか、改善提案はあるか、活性化のためにどうすれば良いのかといったご意見を賜りたいと存じます。どなたかいらっしゃいますか。

これまで2年間実施しておりますが、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

毎年の表彰で対象となる企業数は、何社でも良いと思われれます。

(上林会長)

1社に限っているということでしょうか。

(事務局：森田)

1団体から1社以上の推薦をいただくところで実施しておりますが、たまたま、各団体から1社ずつであったということです。

(上林会長)

最初に何社も表彰してしまうと、後が続かないということがあるかも知れません。松岡委員、いかがでしょうか。

(松岡委員)

がんばっておられる企業はたくさんおられますが、やはり、最初に多くの企業を表彰すると、この制度が続かないかもしれません。商工会としては、がんばっておられる企業の中から、国の指定事業を実施しているとか、新たな商品開発とか、新事業に取り組まれて一定の成果が出るような事業がありましたら、推薦候補としたいと思います。

(上林会長)

出家先生、他の市町村の取り組みもご存知だと思いますが、いかがでしょうか。

(出家委員)

市内の優良企業というと、誰もが「ああ、表彰されても良いよね」と思うような、そういう企業から推薦をしていけばよいと思っております。

優良な取り組みを奨励すると共に、合志市が行うさまざまな事業や計画にご協力いただくと

か、地域のリーダーとして市内の中小企業を引っ張っていただける企業になっていただくという意味合いを併せて持つという風に考えていけば良いと思います。

(上林会長)

合志らしさを現すものがほしいと思いますが、お知恵はありますでしょうか。

(出家委員)

合志市が中小企業の振興に対してどういう方向に持っていくかが明確でないと、中小企業をどういう形で発展させていくのかというコンセプトと、合志市の発展という全体的な計画がなかなかリンクしないという感じを受けます。そこをもう少し調整すれば良いと思います。

市の取組みが回りまわって市の所得を上げる、そういう政策でないと意味がないですね。地域の人が豊かになるのが最終的な目的地ですから、合志市の様々な政策が最終的に市の所得を上げる、結局それが豊かになるわけです。ですから、あらゆる施策について、そういう議論があればと思います。もう少し具体的に中身が見えるようにすれば、活性化の意味が出てくると思います。

(上林会長)

表彰することで費用対効果が上がるとか、そういった形になれば理想的ではないかなと思います。事務局の方も合志らしさといったものを考えていただきたいと思います。他に何かありますでしょうか。

(穴井委員)

農業地域ですから、農業をどう考えるかが課題だろうと思いますが、これは今後の話だと思います。直近で見れば熊本地震に対してどう対応したかとか、今回はそういったことを表彰する意味があると思います。地震に関しては今回しか表彰するチャンスはないですね。今回の地震に対して会社がどう取り組んだか、それが合志にどう貢献したか、という視点で表彰することができればやる意味があるのではないかと思います。

(上林会長)

農業関係ですと、去年は釜屋さんを表彰しましたが、いかがでしょうか。もっとこうあってほしかったとか感想とか。

(釜賀委員)

賞をいただいて、ホームページでのアピールといったことはできると思いますので、対外的にも「こういう賞いただけてますよ」というようなアピールができるという面ではすごく良かったなと思います。

(上林会長)

そのためには、この表彰が権威があるものになってもらいたいと思います。その辺について何かご意見はありますでしょうか。

(上林会長)

それでは、11月に商工会と企業連から推薦を上げていただくということでよろしいでしょうか。では、今年も昨年同様に実施するというので、推薦についてご協力お願いいたします。

【議題(2)】

(上林会長)

それでは、「議題(2)事業所アンケート調査結果について」事務局より報告をお願いします。

(事務局：森田)

資料6ページをご覧ください。今年は事業所に対してアンケート形式で実態調査を行っております。前回は平成23年度に実施しており、5年後の本年に再び実施しているところでございます。合志市内の事業者を対象に、1,495件のリストの中から500件抽出し、130件の回答をいただいております。回収率は26%です。平成28年7月13日から7月25日までの調査期間で無記名式により実施し、郵送により回収しております。

15問の設問を作っており、8ページ以降がアンケート結果の集計です。かいつまんでご説明いたします。

まず、設問1が「会社の形態及び主従事業所」になります。会社の形態は法人経営が7割となっております。事業内容については、業種別に分類した図で見ますと、最も事業所数が多かったのは建設業の37件、次いで卸売り・小売業が24件、製造業が16件という順番となっております。併せて、従たる事業も伺っております。従たる事業の回答数は27件と少ないものでしたが、こちらも建設業が8件となっております。これにつきましては、前回の平成23年度の調査はどうだったかと申しますと、平成23年度も建設業が多かったという結果でございました。

問2の「資本金」についての設問では、300万円から1000万円未満の件数が39件と最も多く、続いて1000万円から1億円未満が35件です。

問4の「貴事業所の市内での営業年数は何年ですか」という設問ですが、営業年数は20年～30年未満が一番多く30件、次に10年～20年未満が27件です。前回調査の際は10年～20年未満が74件が一番多くなっていました。

次の問6では、「従業員の居住地ごとの割合」として、平均を出しております。合志市が居住地としては52.9%と最も多くなっており、次いで熊本市が21.7%という結果です。

問7では「貴事業所における過去5年間の採用状況」を尋ねております。これについては未記入の回答があり、合計が合わない箇所がございますが、過去5年間の採用人数を聞いたとこ

ろ、採用人数については各年度とも、新規・中途関わらず近隣市町村からの採用が多くなっており、合志市からの採用が少なめになっております。先ほどの問6の設問で、従業員の居住地は合志市内が一番多いとなっておりますので、採用後に仕事のため市内に転入されている方が多いのではないかと考えられます。

問8は「人材育成」についてですが、上司・ベテラン従業員等による直接指導、という回答が一番多くなっており、社内で人材育成が行われていると考えられます。

問9「人材育成にどのような行政支援が必要ですか」という設問では、研修助成金の支給を望む意見が一番多く51件に上っています。金銭面での補助等の行政支援が求められているのだろうと思います。

問10・問11では「市内で営業する際の良い面・悪い面」という設問ですが、良い面では自然環境・住環境などが良い、という意見が最も多くなっています。

問12の「事業の継承について検討していますか」という設問ですが、事業継承については、後継者に継承すると答えられた方が4割おられ、また、継承すると答えられた方に対する設問である問13の回答では、現在の事業分野のまま事業を拡大されるという方も4割おられ、事業分野を変えないが拡大すると考えておられる方が多いと思われまます。一方、事業を継承する時期ではないと答えられた方も4割を超え、現役続行中の方も少なくないのかなと思われまます。

最後は自由記述として、自由にご意見を書いていただいているところがございますので皆様でご覧ください。

このアンケートと併せ、資料16ページ以降に報告しております「障がい者の就労支援事業所製品等に係るアンケート」を実施しております。これは福祉課からのアンケートを同封して送付し回答をいただいたところがございます。

合志市内には就労支援の事業所が10箇所程度あり、役務の提供など様々な部分で就労支援を進めるため、今後の参考にアンケートを取っております。

こちらも、ご回答いただいた内容をまとめて記載しておりますので皆様でご覧ください。こちらのアンケートは企業名を書いていただく欄も設けておりますので、担当課から就労支援事業所のイベント等のお知らせを送付するといったことを検討中と聞いております。

以上でアンケート結果に対する報告を終わります。

(上林会長)

アンケート結果及び調査結果を発表していただきましたが、市内の企業がどういう方向に進んでいくかが垣間見えたかと思ひます。濱田委員、詳しいところをご説明いただけますでしょうか。

(濱田委員)

アンケート結果によりまますと、問5で従業員数1～4人の事業所が67件あるということで、非常に小さな企業が多いということになりますね。問11の市内で営業する際の悪い面、では、競合する他社が多く質の良い労働者の確保が困難だという回答が多いのですけれども、それに

対して、研修助成金の支給であったり共同研修を実施してほしいというのが、要望として挙がっているところだと考えられます。従業員数が1人から4人といった小規模な企業さんは、どうしても、外部の研修に従業員を派遣すると仕事が滞るといった面があり人材を育てるような状況に持っていけないのではなかろうかと推測できます。そういった中で市としてどういうお手伝いができるのか、委員の皆様方の意見を十分伺っていく必要があると思います。

より質の高い従業員を育てる、または確保するということが大きな課題になっているのではなかと考えました。

(上林会長)

中小企業の場合、質の高い採用ができなくても、質が高くなるよう教育することが重要ということですね。それについてお考えはございますでしょうか。

(辻委員)

建設業の立場から申し上げますと、少人数で業務をこなしているのが実態です。人材を育てていくのは、余裕がないと厳しいですね。合志市の建設業は特にそういった企業が多いと思います。

(峯委員)

最終的にはいかに利益を得るかということが必要ですね。その中で技術を習得しなければならない。技術を習得するためには私たちの業界でも3日なり4日なり、研修しなければ技術が習得できない。様々な補助政策がありますけれども、それだけではちょっと大変です。

やはり仕事を休んで研修に行くことが何らかの投資になるわけですが、投資した後に、給与の面が控えております。給料が安いとせっかく研修しても他の企業に転職してしまうと。研修をさせがらばって技術習得しても、やはり給料が安いと他の企業から取られていくという。競争の中に賃金的なこともありますので、そこをいかにして会社が儲かり、社員にどう残すかというのが現実的な課題になっております。

技術習得はかなり行っております。農作業ひとつとっても草刈機の講習などもあるんですよ。そういうものは、講習会を受けて資格をもった従業員でないと発注側の企業が受け入れてくれないのですよね。そういうことがございますので、研修を実施していますけれども、やはり、福利厚生、給与、この辺が利益を得るような仕組みを作らないといけないという結論になります。

(上林会長)

坂井委員の会社は給与も良いですし、しっかり教育を行っているように見受けられます。

(坂井委員)

技術の習得については、研修を社内で実施することも外部で行うこともあります。昔と変わってきた点として人材不足が挙げられますので、こういう研修や講習がたくさんありますよ、

とアピールすることも大事です。

また、例えば公共の仕事をする場合でも、免許や資格といったものを求められる場合が少なくありません。安全面から考えても会社にとって必要なものだという思いはあるのですが、社員に資格の勉強をさせたいと思っても、人手不足でできないという状況が現状です。一昔前ですと、会社に講師を呼んで、休みの日を利用して全社員がそれを実行するといったやり方もありましたが。人材が不足しているから資格取得ができないということではなくて、不足しているから、必要なものを手に入れるにはどうすれば良いのかということを考えています。

(上林会長)

全ての仕事が、以前から比べると次第に専門化していく感じがありますね。

(坂本委員)

事故があっても、一番に質問するのが資格の点なので、大事な部分だと思います。

(上林会長)

人材に対する金田委員のお考えはいかがでしょうか。

(金田委員)

そうですね、やはり人手不足ですね。就職セミナーなどは活用しているのですが。

(上林会長)

企業等連絡協議会もそうですが、市では新入社員合同研修会を開催していただいて、ビジネスマナー教育などを行っていただいている。非常にありがたく思っています。他の市町村にも、合志市ではこういったことをされていますよ、と話しているところです。

(事務局：井村課長)

市でも、新人等の研修会は行っております。また、これとは別に企業が講習会を実施する場合の予算を組んでおりますが、先ほどから話題になっておりますように人材がいない状況で申し込みも少ない状況でございます。予算からすると申し込み数が少なく余裕がある状況でございますので、従業員の方々への講習会等を実施、参加されると良いかと思っております。

(上林会長)

松岡委員、いかがでしょうか。

(松岡委員)

中小企業大学校の受講料の2分の1を、合志市から事業者に助成していただいております。

(上林会長)

そういった制度や施設があることを知らない人もいるかと思います。

(出家委員)

中小企業大学校ができた頃に利用したことがあります。中小企業大学校は九州全域から受講生が集まりますし、宿泊施設も備えていますから、勉強に集中できる環境です。

(上林会長)

そういった情報をもっと教えることで教育のチャンスがでてくるんじゃないかと思います。

(出家委員)

申請が出てくるのを待つのではなくて、こちらから出て行かなければならないと思います。待っている限りは、新しい会社からの申請は出てこないと思います。研修についての助成金にしても、会社によって要望が違ふと思いますから、それぞれどういう具体的な要望があるのか、それを聞いて、要望に合った助成金がどこにあるのか、そういったマッチングをすれば、ある程度この問題は解決するのではないかと思います。

(上林会長)

会社の発展、企業の発展とは言っても、結局は人、従業員が重要です。人に尽きるのではないかなと思います。

(釜賀委員)

弊社の場合は食品工場なので、パート社員を定期的に全員集めて勉強会を実施しています。外部講師を呼ぶこともあります。弊社でもフォークリフトの免許を取得したりといったことはありますので、取得に関係する助成があれば、採用の際に弊社では免許や資格が取得しやすいですよということもできますので、そういう面では必要なことではと思いました。

(上林会長)

松村委員、銀行では人材育成に取り組む企業に対する優遇措置などはありますでしょうか。融資をされる際の金利が低いとか。

(松村委員)

現在はそういった制度はございませんが、相談があれば個別に御対応したいと思います。

(上林会長)

穴井委員の会社では、従業員が多いこともあって積極的に取り組まれていると思いますが。

(穴井委員)

弊社では、今年からOJTを積極的に行っています。OJTも補助金が厚生労働省から出るんです。弊社の場合はOJTをどう実施しているかと言いますと、電気工事の技術が必要な会社ですから、社内競技大会というのを設けまして、4人ずつが1週間程度の期間をかけてずっと競技を行います。競技の最後に点数をつけて評価をするのですが、これを実施することで、社員の技術が相当伸びます。企業としてこういったことをしないといけないと思います。将来の利益を出すための投資ですよ。

そのところに行政が投資してくれるというのは大きいのですが、やはり経営者が本気で取り組まないと、企業は良くなっていきません。また、地域のリーダーは中小企業が多いですから、そのリーダーを育てるようなことをやらないといけません。

(出家委員)

先ほどお話しされましたように各企業の要望があるわけです。どうやって行政がマッチングするかということですが、穴井委員がおっしゃったような厚生労働省の補助金があるのでうまく行っています、こういう形で実施すれば企業として成功します、といった情報を行政が歩み寄って提供していかないとなかなかうまく行かないと思います。行政の方も大変でしょうけれども、企業を訪問してニーズを具体的な形で引き上げていくことで、今日議論している施策についても企業とのマッチングが図られて効率も良い政策になると思います。

(上林会長)

結論が出たようですので、議題(2)は以上でよろしいでしょうか。貴重な意見をありがとうございました。

【議題(3)】

(上林会長)

それでは、「議題(3) 農振農用地区域の説明について」をお願いいたします。

(事務局：森田)

この議題につきましては、前回の会議で農振農用地区域についての話がありましたので、今回の議題としております。説明は富加美委員からお願いします。

(富加美委員)

市事業部長の富加美と申します。都市計画課・農政課・建設課などを経験している関係で、私が概略を説明したいと思います。事業所が進出する場合や規模を拡大する場合に関係する法律ということで、農振法の概要と併せ、農業振興地域の整備に関する法律、および、都市計画法も併せてご説明いたします。

(富加美委員)

お手元の資料に農振法の概要を記載しております。これは昭和44年に施行された法律です。農振法の成立の背景として、当時は高度経済成長時代であり、無秩序な開発が農村に波及すると農地の高度化や集約化が難しくなるため制定された法律です。目的は、優良農地の保全と、農業地域の非農業的土地利用の制限ということになります。後ほど説明しますが、お手元の地図にも白地地域と青地地域が記載されておりまして、青地地域が一般的には圃場整備された土地ということになります。菊池台地土地改良区からの配水があるとか、そういった地域であり、農業振興に関係する公共投資を行って、農業の形成の発展を図る地域ということでございます。

次はあくまでもイメージ図なのですが、先ほど申しましたとおり産業振興地域には農用地区域と農振白地地域というのがございまして、これを併せて農業振興地域と呼びます。合志市の場合は地図に記載のとおり、最も南側が市街化区域、農業振興地域は黄色の線で囲まれた地域ということになります。本市では、市街化区域の北側、国の公共施設を除いたほとんどの地域が農業振興地域として指定されているところでございます。

農業振興地域の中で、黒の点線で囲んである場所が農用地の区域でございます。それ以外のところが、宅地も含まれますがほぼ白地地域というイメージになります。

この農用地区域は、今後10年以上に渡り農業用の用地を確保すべき地域という意味合いがあります。

合志市の状況は、資料の一番最後のページをご覧ください。

合志市の農業振興地域整備計画は、2町合併後の平成21年8月に策定しております。赤の斜線の部分に当たる、市の南側が市街化区域です。そして、中央の若干西寄りの空白のところが国の施設です。九州沖縄農業試験場や再春荘病院をはじめとする様々な国の施設がございまして、そして、市街化区域と国の施設の所在地以外がほぼ全部、農業振興地域として指定されていると考えてもらって結構でございます。農業振興地域の中で更に緑色で着色されているところが、先ほど申しました農用地区域になります。

この農振農用地から除外するには制限がございまして、白地地域の場合は幾分か除外が行いやすく、除外できる要件は農振法第13条第2項に記載されています。ここに掲げられている要件を全て満たす場合は、絶対可能と言い切れるわけではないですが、除外の可能性のあるということになります。

ひとつずつ見ていきます。第1号は、具体的に資金面も含めた転用の計画があり、本当にいますぐ急ぐ案件かどうか、加えて合志市がその計画を必要なものとするのか、また開発の規模、面積が妥当なのかといったことや、該当の土地以外を選定できない明確な理由があるか、そういった内容です。

また、第2号は、転用する農用地、農用地域部分の縁辺部であるか。また転用するに当たって開発区域を農用地指定から除外した場合、周辺で農業を行うのに支障が生じないか。必要な農地の連たん性に問題が生じないか、日照や通風なども含めて周辺の営農に影響は生じないの

かというのが条件になっております。

第3号は、法律に記載の文言のとおりで、農業経営で規模を拡大する人の農業の経営に当たって支障を及ぼさないかということでございます。

第4号は、本市では菊池台地土地改良区の配管が通っておりますが、そういった施設に支障が生じないか、開発により農作業をする上での交通上の支障が生じないか、そういう意味でございませう。

最後に、第5号は曖昧なところがございませうが、農地の基盤整備を行ってから8年経過していない土地は絶対的に転用ができませんので、基盤整備から8年以上経っているかという意味でございませう。

要は、絶対に転用ができないということはないのですが、厳しい規制がありますということと、以上要件を満たせば開発できる可能性があるということでございませう。

具体的に開発の案件がある場合は、農政課や、農業委員会、都市計画課などにご相談いただければと思ひます。

今回は農振法について概略を説明いたしました。農振法と密接に関わるのが都市計画法でございませう。せつかくの機会ですから都市計画法についても説明させていただきます。

先ほど説明しました、農用地域からの除外可能あるいは困難のイメージ図ですが、農振地域の図に印が付いていませう。概略を申しますと、先ほど説明しました5項目いずれかの要件に×が付いてある地域は要件に合致しないので×、○のところは要件にほぼ合ひませうので、○としているところとございませう。

例えばこのイメージ図で申しますと、○が書いてあるAは、集落に隣接し農用地の縁辺部に当たる、ということ、また、この場合は多分農家の分家が建っており、農家住宅という形で、500㎡以内とか、1,000㎡以内とか、規模の制限がありますけれども、転用が可能になる可能性があるのではないかとひいう地域を意味します。

それから、×の地域は、先ほど5項目ほど言ひましたけれども、Bは具体的な開発の計画がない、Cは農業集落に隣接していないなどです。更にFですと都市計画の開発の見込みがなく、農用地の転用ができませんので、×ということとございませう。個別の事案につきましては、都市計画課と相談していただければと考へておひます。

次に、都市計画法の概略についてご説明申し上げます。合志市は昭和46年10月18日に、熊本都市圏の一部として熊本市・菊陽町・嘉島町・益城町と共に熊本都市計画として決定されておひます。その計画地域の北西部と北側を合志市が占めていませう、というお考へでかまひませう。

更にその計画地域の中に、市街化調整区域と市街化区域とひいうのがございませう。お手元の資料にも書いてありますが、合志市は全市が都市計画区域に入っておりまして、南側の一部にあります市街化区域以外は、大部分が市街化調整区域になります。市役所の前で竹迫地区土地開発が事業中ですけれども、竹迫地区土地開発の面積が65haで、こちらが新たに市街化区域

に加わりました。市内のわずか1割が市街化区域であります。

更に市街化区域は用途が分けられておりまして、良好な住居環境を守る為の第1種低層住宅地域から、工業用地まで、9種類に分かれているところでございます。

都市計画法も、先ほどの農振法などと地域が重なる部分があるのですけれども、市街化調整区域は開発が規制される区域ということになります。再び、先ほどのゾーニング図を見ていただきますが、これは市街化調整区域と地区計画策定のためのゾーニング図になります。赤の斜線が引いてある地域が市街化区域です。そして、この会議で一番関連するのが産業ゾーンとして青色に塗ってある地域でございます。更に、赤の点々の部分は、将来的に合志市が考えている開発の構想に位置づけている地域ですが、現在は緑色の農振農用地域も多数含まれています。国や県との協議が必要になるわけですが、市の考えとして開発する地域として開発構想を位置づけているところになります。

この活性化会議と密接だと考えられるものが、都市計画法でいうところの、調整区域でも建築可能な建物ですが、第34条1号に定められております。調整区域の中にも当然、住民の方が住んでおられますので、公益上必要な建築物や、日常生活上必要な物品を販売する場所、学校・保育所、商店やコンビニエンスストア、それに自動車修理工場などが立地できる可能性があるということでございます。加えて、都市計画法第36条4号が関係します。中小企業振興のための施設として、中小企業高度化資金を利用した工業団地の開発などを対象とする条文です。また、7号では既に立地している工場と密接な関連を有する事業所、第10号は黄色やピンク色の部分になりますが、地区計画での開発、そういったこと許容されてる地域です。

以上、概略でございました。

これまで申しましたように、様々な法律が関係しますが、市街化調整区域の中であっても開発できる場合がございます。企業進出や規模拡大などを考えておられる場合は、都市計画課・商工振興課・農政課などに御相談ください。

以上で説明を終わりたいと思います。

(上林会長)

ご説明ありがとうございました。この問題は非常に難しい問題で、合志市の商工業の発展を阻害する大きな要素ではないかと思えます。約50年前に決めた線引きがそのまま変わらないというのは、いかがなものかなという感じがするわけです。

特に、適宜見直しをするのが前提の制度だという説明を受けると強く感じます。しかし、農業者と商工業者が対立するような話になってしまうのはよくありませんから、そういった点でも、なかなか前に進まないと言う一面があるのではないかと思います。特に、現在の御代志地区を見ても分かりますように、実態は市街化された地域であっても、見直しが一切認められないという現状を鑑みますと、特例制度、例えば「みなし市街化区域」というような仕組みがあっても良いのではないかと思います。

市街化調整区域の問題が非常に深刻なため、合志市には6万人以上も市民がいるのに、中心市街地もなければ商店街もない、日常生活も送りづらいという現状があります。

それについて、皆様ご意見があると思いますので、皆様のご意見やお考えを話していただければと思います。

(松岡委員)

立場上、どうと言え議題ではありませんが、地域の事業者の方や住民の方から様々なご意見を伺う機会があります。地域の方々が一番希望する形になるよう行政が動いてくれるのが一番だと思います。

(上林会長)

農業の面からはいかがでしょうか。峯委員は非常にお詳しいと思います。

(峯委員)

非常に難しいところです。まず、農業の活性化というのはやはり、例えば、資金的な面では、金融機関から受ける融資の基準が土地の評価額になるんですね。いざ機械を買いたいと思っても、農業者自身が何か担保を持っていないといけないということです。規模拡大をしようと思ってもそういう障害があります。そういう観点を持ちますと、持っている土地の条件が良ければ融資も受けやすくなり農業も事業拡大しやすくなります。

私は、商業は農業である、農業は商業である、と言う感覚を持っておりまして、規模拡大を図るには農業だけを営んでいくという形では難しいと思っていますので、農業も商業も対立するものではないと思います。

土地の有効性を高めることに加えて、農業に取り組む中でも商業的な取り組みができないか、という農業政策を行っていけば一般の市民も受け入れていただける政策になるのではないかなと思います。

(上林会長)

人口が増えていると言ったものの、それは住宅が増えたというだけの話で、非住宅や小規模工場を建てたい、小規模事務所を建てたい、そういったことが難しいために非常にいびつな発展をしているのではないかと思います。

合志市は発展している、住まいと住宅が近く、熊本市に近く、交通の便も良い。また、自然災害にも強いと周囲からは言われます。けれども、立地条件が非常に厳しく発展が阻害されている緩和していただきたいと言うと、農家の人に怒られるかも知れませんが、その辺りも官民一体となって進めていくべきではないかと思っています。

(松岡委員)

市街化調整区域内で、国から6次産業化の認定をいただいて、新たな取り組み、新たなサービスの提供を行おうとした時、農振地であるために農業に関連した作業場であっても建設することができない、新たな取り組みが何もできない、という非常に困った事例を何件か伺っています。そういった国や県が認めたものに限っては特例で開発ができるような仕組みがないかな

と思います。実際に苦勞した経験がありました。

(穴井委員)

私たちがここで議論しているのは、中小企業を振興し合志市を発展させるという考えにあるわけですが、合志市が経済的に発展する要素は農業だけではありません。農業は主要な産業のひとつではありますが、流通を考えたとき、例えば合志市で農産物を作っている農家の方が、合志市外に出荷して合志市内にお金が入ってくるという形になるわけですが、しかし、合志市内に入ってきたお金を生活のために市外で使うというのが現在の構造であるわけです。

これでは合志市が発展するわけがない。そういう視点で見れば、やはり合志市の中で消費できるようにすることは当たり前のことであって、合志市が考える計画にも記載されているわけですから、そういう視点で考えていくことが重要です。燃料代が上がり、農業生産者が減り、生産量も下がるわけですから、今までのやり方に変わるものを考えていかなければならない。そういう視点では、至極当たり前のことだと思います。

現在の土地の規制は、結局、熊本市を優遇するための制度ですよね。熊本市の繁栄のために合志市が犠牲にさせられているという話です。市民の消費活動を通じて、合志市民が稼いだお金を熊本市に渡しているというのが現実ですから、それは必ず考えからは外せない要素であると思います。

(上林会長)

熊本都市圏の都市計画は、熊本市を中心に発展させて、家を建てる、工場を建てる敷地がなくなったら調整区域を緩和しますよという仕組みで、熊本市外のおまえたちは発展するな、という計画になっています。

ところが、場所によって発展するところ、過疎化するところがあるでしょうから、5年おきに見直します、と言う制度のはずなのですが、計画策定から現在に至るまでほとんど見直しがないというのが現状です。

調整区域の見直しというのは、他の県では見直しが行われた事例や、見直しによる成功例があるのでしょいか。

(出家委員)

その前に、土地の利用計画が市の総合計画とどうマッチングするかですよね。熊本市の計画の場合は、都市計画の中で今回こういう計画をします、こういう計画ができるのはこのゾーンです、といった風に落とし込んでいます。地図上でここは開発エリアです、とか、ここは人口を増やすエリアです、といった形で落とし込んでいった結果、ゾーニングが変わっていくのです。合志市では農業中心エリア、工業中心エリア、商工業エリア、という形で落とし込んでおられますでしょうか。

(富加美委員)

皆様のお手元にございますのが、今年作った計画になります。この計画では重点土地利用と

して、先ほど会長が申されましたように、御代志地区や、合志庁舎の前の竹迫地区開発などを記しています。範囲が漠然としたものですが、このほかに何箇所か指定をしております。

(濱田委員)

出家委員がおっしゃるとおりです。お手元の資料の最後のページにありますゾーン計画でさえも、熊本県の農政部局と話が合いません。県は100平米たりとも農用地を減らしてはいけないという考え方です。資料で赤の点線等が引かれている箇所は、無理やり市で書いている箇所なのですが、県の農政サイドが非常に怒っている状況です。

昭和46年に作られた市街化調整区域ですが、作られて50年になるかというところですが。市では現実に合わない部分をどう合わせていくかという努力をしているのですが、国や県との調整が非常に困難です。都市計画法の観点から認めていただいたものであっても、こんどは農政サイドが認めてくれない。県庁の部署間でもそういった事例があります。

(上林会長)

例えば、御代志の若原地区を例にすると、あれだけ住宅が密集しているエリアで現地の状況を見ると実態は市街化区域なのですが、国や県から見ると、農業地域であって農業生産を落とさないために市街化調整区域を解除しない、と。そういった明らかな矛盾をうまく解決し、市街化調整区域を解除してもらえる方策はあるのでしょうか。

(濱田委員)

行政の手腕ということになるのですが、いまおっしゃられた御代志の若原地区は、非常に住宅地が増えており、農業を継続するにしてもポテンシャルが非常に低い地域であります。県の都市計画の仕組み上、市街化区域にする場合、飛び地の市街化区域というのは認められていません。法律上は飛び地を認めないのではなくて、50ha以上の広さがあれば市街化区域にできる可能性があります。ただ、50haという広さは広大で、莫大な予算が必要になります。市単独ではできませんし、民間企業もない状況です。

そこで、市では御代志駅を中心とする計画を立てています。都市計画法の中で、鉄道の駅周辺20haを都市計画区域にすれば市街化区域にすることができる仕組みがありまして、昨年度から重点区域地区利用計画に基づいて、まず御代志駅周辺20haを市街化区域に編入しようという作業をいるところです。けれども、区域の中に鉄道だったり国の施設だったりがあります。調整が難しいというのがひとつあります、それから区画整理事業を実施する場合はどうしても土地の減歩が生じるという点もあります。

上林委員はよくご存知だと思のですが、以前の西合志の区画整理事業が頓挫したのは減歩率が高いという部分が大きな理由でした。しかし、今新しい市街化区域を作ろうとすれば、やはり区画整理事業しかない。そうなると、住民の方や事業者の方々の協力も必要ですので、右から左にというふうに簡単にはいきません。今一生懸命行っているところで、今後住民説明会を催す予定で考えております。

(峯委員)

農業委員会という制度があり、新しく4月から農業委員になったのですが、権限委譲というのがありまして、4月から県の権限が市に委譲されました。ある土地で、農業を続けるか、または家を建てて良いのか、という判断が市長の権限になりました。限られた範囲内ですが、権限委譲された訳です。責任はその分大きいのですが市が判断できることも増えました。

農業委員のメンバーには農業以外の方もおられ、私たちが判断をしていかないといけないということになります。

(上林会長)

商工回の青年部長をされておられる小幡委員は、御代志の市街化調整区域で建築業をされておられますが、この問題について色々おっしゃりたいことがあると思います。

(小幡委員)

まず、資料の中にある地図を見て、合志市はこんなに広いのだと実感しました。

市全体として今、これだけの広さがあります。例えば、近々スマートインターチェンジができます、といったお話も伺っているのですが、実際この地図を見て、スマートインターチェンジができて、どこに道ができて、どこに居住地域ができて、というのを一般の方に見せても多分理解できないと思うのです。

私は建築業なので、住宅の観点で考えますと、ここにスマートインターができますので、市としてはここに新しい道を作りたいです、といった情報がインターネット上に分かりやすい形であればと思います。まず皆さんで夢を書くことができればと。そうでなければ、5年後、10年後になって、私が上林会長ぐらいの年齢になったときに、合志市は全然変わらないなということになってしまうのではないかと思います。まず皆さんが考えておられる夢を書き込んで、その夢に向けて進んで行くのも良いのではないかなと思います。

先ほど穴井委員がおっしゃったように、合志市民が稼いだお金が合志市外に落ちてしまう、といった現状を変えるために、自分たちの夢を作って、そこで市内でお金を落とせるような場所を作る。その夢の中に、現状の問題点も出てくると思います。交通アクセスを改善してほしいといったこともですね。また、コンビニみたいなお店ができてそこにお金を落とさせても、地元の商店がつぶれてコンビニ本部にお金が出てしまうわけですから、ただ市内にお金を落とす場所ができれば良いというものでもないという難しさはあると思います。

(濱田委員)

この図面自体が、県の都市計画部局が作成されたもので、益城町も菊陽町も同じなのですが、熊本都市圏の市町村は県から与えられたゾーニングに従うしかありません。本市の場合はこれに加えて、重点区域土地利用計画というのがあります。現在は大きく分けて、スマートインターチェンジ周辺、辻久保地区、御代志地区、竹迫地区、を計画しています。市のホームページでも重点区域土地利用計画書として掲載しています。荒木市政になり、土地利用については重点区域土地利用計画に基づいて活動しています。今回作成しました土地利用計画の竹迫地区も

そのひとつです。ただ、一つ形にするだけでも2年3年でできるようなものではありません。

また、これから進めていこうとしているのは、御代志地区、辻久保地区ですが、これらの地区の計画には、スマートインターチェンジや中九州横断道路、といった大きな道路の計画が関係してきます。特にスマートインターチェンジや中九州横断道路は、国道387号線、と密接に関係があります。中九州横断道路は国道387号線との交差部分にインターチェンジができ、国道387号線を通して熊本市に抜けるという車の流れに変わります。

そうなる、現在のような2車線の道路で良いのかという話になり、2車線では足りず4車線化する必要があります。御代志地区の開発を進め、4車線化も併せて実現させていく。こういった構想を持ちながら計画を進めているところです。現在の具体的な話としては、スマートインターチェンジの開設に合わせた事業で、大津植木線のバイパス道路です。これは国道387号線の東側になりますが、現在土地買収に関係する地権者の方があと一人という段階です。この方との用地交渉が終われば大津植木線バイパスが完成します。また、辻久保地区から西側の合志中央小学校までの区間が第2期工事です。もうひとつが大津西合志線で、御代志をまたいで東西にある道路ですが、菊陽町からセミコンテクノパークにかけては県が3車線化を計画しておりますので、この3車線化と合わせて合志市内の大津西合志線の車線拡幅を要望していると考えているところです。今回の地図とは別の図面で今後皆様方にお知らせしたいと思います。

(上林会長)

徐々にであっても公開していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただ、道路を作ってもその周りに建物を建てることのできない現状であれば、何のために道路を引いたのかという話にもなってしまいますね。

(濱田委員)

今度、都市計画の仕組みの見直しというのがあります。今まで地区計画は事業系だけだったので、5,000平米以上の住居系の計画だけが対象だったのですけれども、今回から、地区計画面積の10パーセントかつ店舗面積が3,000平米であれば、住宅と一緒に商業店舗を建てられるという地区計画制度に変わりました。従来のように住宅だけでなく、商業施設も併設できるようになりました。合志市・菊陽町・益城町・嘉島町の4市町が、熊本都市圏として熊本市を囲んでいる自治体ですが、この4市町で規制緩和を強く要望しています。県に対して働きかけをしています。少しずつでも合志市の枷を外すことができればと思います。

(上林会長)

都市計画区域と農業振興地域の問題は、市の発展とは切っても切れない関係があります。

今日は時間の都合もありますし、今日の説明はこの辺でよろしいでしょうか。

(池永委員)

濱田委員の話を聞いて、すっきりしました。

(上林会長)

説明いただきましてありがとうございました。

次の議題に進みます。よろしいでしょうか。

【議題(4)】

(上林会長)

「議題(4) 中小企業等振興基本条例に基づく事業提案について」ですが、事務局から説明をお願いします。

(事務局：森田)

それでは、資料の20ページにございます、中小企業等振興基本条例に基づく事業提案につきまして、合志市でこういった事業をすることができないかという意味を込めて、ご提案いたします。

皆様から、この提案はおもしろいのではないか、こういう事業があれば活性化につながるのではないかといったご意見がございましたら、事業として進めていければと考えているところでございます。それぞれかいつまんで説明いたします。

21ページの上段から説明します。まず、「事業継承・M&A支援事業」です。これは中小企業の後継者や、事業の合併・買収を考えている方たちを支援するための補助ができないか、というものです。対象者とする方々には自社の事業継承やM&Aの実施に対して必要な経費を補助するという内容です。

続いて「起業化支援事業補助金」です。これは、市内で新たに起業、創業をする方たちについて必要な経費を補助するもので、事務所を借りる際の店舗の改装、備品類、広告宣伝に係る費用、そういったものを対象とする補助金です。市内に住所を有する方で、かつ市内に事務所を構える方を対象として考えています。

次に障害者雇用施策ですが、障害者手帳を持っている方を会社で雇用をされた場合、その方たちについて、事業を継続して1年以上営んでいる、障害者手帳を持っている方を1年以上常時雇用しているという条件を満たす事業所について補助金が出せないか、というものです。

更に中小企業の経営改善のための事業ですが、中小企業者向けの経営改善といった内容を題材とした講演会を、市が主催して開催できないか、というものです。

こういったセミナーは商工会さんが手広くされていると思うのですが、市としても年2回程度でもこういった講演会ができないか、と考えています。

最後に23ページの資格取得支援ですが、離職されている方、求職されている方でハローワークに登録されている方々について、就職に必要な資格を取得するために係る経費を市で補助できないか、というものです。

(出家委員)

今回、市内の中小企業500社にアンケート調査をされましたが、その中で、建設業が一番多く、次に卸売業が多いという結果になっているのですが、それぞれの企業が具体的にどういった企業かという中身が分からないですよ。事業所の名前だけがリストに挙がっていますが、それぞれ細かく把握する必要があると思います。どういう建設業で、どの領域が得意分野で、といったことですね。そういったデータを作っておくと、何か必要があるときに、具体的なお願いができるという、いわば見える化ですね。現在そういったデータがないので、時間がかかっても良いので作ってはどうかということを思います。

また、今日話しを伺って分かったのは、大風呂敷のグランドデザインがあり、更に地域毎に都市計画があり、市の夢があるもの作られているということです。まだ課題が解決できているわけではないですが、現実の問題という形で示されていることで、地域の発展ができるわけで、これが実際に都市計画に位置づけられて、この地域が発展するためにこうしますよ、みたいなね、そういうものがやっぱり必要なというのはあるのかも知れません。しかし、それは内的な議論ですよ。

先ほど申しましたが、どういった企業がどれくらいあってというのを、ひとつ整理しておくというのがやっぱり大事だと思います。

(上林会長)

行政の方はいかがでしょうか。

(坂本委員)

濱田委員から話をしましたように、全体的な合志市の将来像、どこをどうしていきたいというようなものはありますので、今後の会議の中でご説明するというのは可能です。例えば市長との座談会という仕組みがありまして、各行政区から要望が挙がってきた場合には座談会を実施しておりますので、そういった場で市民の方にお知らせすることもできます。また、市内企業の情報といった統計的なものをどう風に活用するかといった点については、商工会の方もある程度把握している部分もあるでしょうし、事業所によってはホームページもあるようですし、具体的にどういったものが必要か、協議をしながら、皆様方と協議しながら進めて行くことができれば良いのかなと思っております。

(穴井委員)

先ほどご説明いただきました補助金ですが、これは非常に有効で意味があるものです。

ただ、合志市中小企業等振興基本条例が、そもそもどういう意味を持って作られたものか、ということを考えますと、中小企業等が合志市における経済の発展の果たす役割の重要性を考えるという目的があります。中小企業が地域のリーダーですということがきちんと明確に書かれているわけです。この目的から見ると、大事な事は地域のリーダーを育てることだと思うのです。だから、中小企業の中からリーダーになる人をどう育てていくかというようなことを、具体的に盛り込んでいかないと、この補助金だけでは短期的なカンフル剂的な効果しか得られ

ないと思います。

私たちが基本的に考えなければならないのは、条例で何をすると決めたのかを考え、他所がどういったことを行っているのか、県内外で様々な事業がありますから、そこを調べていくことも大事ではないかなと思います。

(出家委員)

極めて抽象的な議論にはなりますが、中小企業のグランドデザインをどうするのかについて、具体的な議論をする、中小企業のあり方といったものを共有する、こうしたらよい、ああしたらよい、そういったことを議論し提案できる会議にしていくことができればもっと違うと思います。

(上林会長)

貴重なご意見ありがとうございました。まだまだ皆様のご意見をお聞きしたいところですが、時間の都合もございますので、以上でよろしいでしょうか。

何か他にございますでしょうか。

【議題(5)】

(事務局：森田)

今、金田委員からいただいた資料をお配りしております。金田委員、ご説明お願いいたします。

(金田委員)

11月10日に熊本県立技術短期大学校で開催する催しのご案内です。障がい者アンケートの最後にも掲載されております障がい者事業所の方も出店されますので皆様お越しく下さい。また、障がい者の継続雇用に関する補助金もありますのでよろしくお願いいたします。

(事務局：森田)

次回の会議は年明けの開催の予定です。またお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。委員さん方から何かございませんでしょうか。

ご意見等があればメールなどでかまいませんので、ご連絡いただければと思います。閉会に移りたいと思います。

(事務局：井村課長)

長時間の審議、お疲れ様でした。皆様のご意見を参考にしまして、合志市の活性化を進めたいと思います。これで閉会いたします。お疲れでございました。

[閉 会] (午後12時終了)